

冒頭プレゼン（レジュメ）

2008. 4. 26. 岩田喜美枝

1. はじめに（自己紹介）

2001年から2003年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

産科・小児科の若手医師の育成・確保策についての1億円の調査
費

長女が小児科医（病院勤務）

2. 本日お話しすること

① 女性医師の仕事と子育ての両立

② 医師の過重労働の解消

3. 女性医師の仕事と子育ての両立

（1）女性医師の増加

医師全体の女性比率 17%

医師国家試験合格者に占める女性比率 33%

小児科は31%、産婦人科は23%

小児科20代は51%、産婦人科20代は73%

（2）女性医師もM字型

30代半ばの女性医師の就業率は76%

育児期は就業していても非常勤・パート医師として勤務すること
も多い。

女性医師が仕事と子育ての両立ができなければ、日本の医療は崩
壊

（3）仕事と子育ての両立のための対策

イ 厚生労働省の対策

院内保育所に対する補助金引き上げ

日本医師会がおこなう女性医師バンクに対する支援

病院が行う復職研修に対する支援

ロ 病院経営者は企業なみの努力を

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定

キャリアの中止をつくらないための短時間勤務（正社員）
(医師の集約が前提であること)

ハ 医師にもワーク・ライフ・バランスを →4へ

4. 医師の過重労働の解消

(1) 医師の過重労働の現状

医師になって10年間は一日も休まなかつたと話す50代男性医師
夏休み3日と異動の引越しのときしか仕事を休まない長女（土日
も担当の入院患者を診る）

イ 長時間労働

勤務医の平均労働時間は週63時間（月の残業時間は「過労死ライ
ン」の80時間を越えている）

若い年代ほど長時間労働

労働基準法の36協定はあるか、遵守されているか。

ロ 当直明けの通常勤務

労働基準法上のルール

① 「断続的な業務」であり、労働基準監督署の許可があれば労働時間に参入されない。「断続的な業務」とは、特殊な措置を必要とせず軽度、短時間の業務、十分な睡眠がとれる。

② 「断続的な業務」でなければ、36協定の範囲内で時間外労働・深夜労働の割り増し手当を支払えば、労働させることができる。

実態は頻繁に救急医療、ほとんど寝られない。

(2) 過重労働を解消するための方策

イ 厚生労働省の対策

・労働形態の改善に関するもの

交代制の導入（補助）

中核病院の勤務医の負担軽減措置の計画的推進（診療報酬）

・医師と他の職種の間での仕事の分担の見直しに関するもの

看護師の仕事範囲の拡大（通達）

院内助産所、助産師外来の設置（補助）

医療クラークの配置（診療報酬）

- ・ 地域医療体制の再編に関するもの
 - 診療科の集約
 - 夜間の軽症救急患者の診療所での受け入れ促進（診療報酬）
 - 開業医が輪番で地域の夜間救急に対応
 - ・ 患者側の行動を改めることに関するもの
 - 小児救急電話相談（補助）
 - ・ 本年 4 月 14 日福田総理の国立成育医療センター視察
 - 「産科・小児科の医師不足・救急医療の問題に対するビジョンをまとめる」と発表
- 病院経営者も経営者としてコンプライアンスと経営努力を医師は労働者であり、労働基準法が適用になることを病院経営者も医師自身も自覚すること。
医師の労働生産性を高めるための経営努力。

以上